

# ドイツ貸借対照表学説小史

— シェフラーからフィッシャーまで —

飯 野 利 夫

貸借対照表論(Bilanzlehre)では、その目的(Bilanzzweck)、価値(Bilanzwert)、能力(Bilanzfähigkeit)が支柱となっている。ところがこれら三つのもは決して相互に独立したものととして、バラバラに存在しうるものではない。それどころかそれらのものは、相互に密接に関係づけられ、一定の価値関係にさえおかれているのである。

たとえば支払能力の良否や有無を測定するために貸借対照表を作るとする。その場合には債務弁済のために役立つもの、具体的には現金価値(Cash Value)をもつものだけが資産としてみとめられる。ここに現金価値というのは売却時価にほかならない。

ところが経営成績の良否を知るために作られる貸借対照表の場合には事情は一変する。かりに現金価値がなくても将来の経営活動、具体的には、収益獲得のために役立ち得るかぎり、その資産性はみとめられ、また評価にあたって、市場価格の変動という経営外的な要素によって損益計算が攪乱されないようにするために、取得原価をも

ってその基準とすべきであらう。このように、理論的には、まず貸借対照表の目的が指定せられて、その後それにふさわしい資産評価や資産性判断についての基準が与えられるべきであるはずである。

ところがドイツにおいて前世紀の第四・四半世紀頃から展開された、いわゆる貸借対照表論争(Bilanzstreit)においては事情は逆である。貸借対照表の目的がはじめて問題にされたのは、その論争がはじめられてから約二十年をもへたのちのことであり、しかもそれがさらに一般的な形をとって世人の注目をひきはじめたのは、それからさらに十数年を経た今世紀の初頭のことである。奇妙といえば奇妙といえないことはない。結果的にはこのことが初期の貸借対照表学説を混乱におとし入れたことになる。一見きはきめて非論理的であるとさえ思われたこのようにところが、相当ななく、さほど疑問とされないで行われたのは一体どのような理由にもとずくのであろうか。

周知のように、今日、貸借対照表論争とよばれているものの種子がドイツで蒔かれたのは、一八六一年に普通ドイツ商法(Das Allgemeine Deutsche Handelsgesetzbuch)が制定されたときのごとくである。事情はこうである。すなわち第三十一条第一項にいわゆる、「それ(財産目録および貸借対照表——筆者註)を作成する時にそれら(すべての財産および債権——筆者註)のいかなるべき価値」(die Werte, welcher ihnen zur Zeit der Aufnahme bezulegen ist)と云う字句の解釈をめぐって活潑な論争が展開されるにいたつたのである。この論争のきっかけがこのように法文そのもののなかにあることもあって、まずそれに参割したのはほとんど法律家に限られていた。そして彼等だけによって論争が独占されるという状態がしばらくつづく。彼等の間で支配的であった見解としては、ドイツ帝国高等商事裁判

所が一八七三年二月三日に下した判決をあげることが出来る。その要旨はおおむね次のようである。<sup>①</sup>すなわち、貸借対照表の目的は一定時点における企業の財政状態を概観し、確定することである。貸借対照表がこのような目的を果すためには、現在価値 (gegenwärtige Werte) もしくは一般的な取引価値 (allgemeine Verkehrswerte) をもつて評価基準としなければならない。それは具体的には、貸借対照表を実際の財産状態の客観的眞実性 (objektive Wahrheit) に適合させるための、恣意や主観的判断の入りこまぬ現在の客観価値 (gegenwärtige objektive Werte) すなわちその財産から得らるべき価値 (zu dem sich hieraus ergebenden Werte) にほかならぬといふのである。ここでは「現在の客観価値」ということが主張される。この学説が客観価値説といわれるのはこのためである。

ほとんどすべての法曹学者がみな、期せずしてこのような客観価値による財産評価を主張するのは、商人にはじめて財産目録を作成する義務を課した一六七三年の商業条例 (Ordonnance de commerce vom 1673) 以来の、取引の安全、債権者の保護の思想にもとづくものであるとくのが普通である。すなわち当時のフランスの経済社会において相当ひろく蔓延していた詐欺破産からまず保護されるべきは債権者であることはいうまでもない。それは具体的に、債務者にみずからの財産状態を概観しうるような貸借対照表を作成する義務を課するといふ形であらわれる。そのようにして作られた貸借対照表は、債務者その他破産の申し立てをした人にとっては立証のための資料として、また申し立てをうけた裁判所は債務者の詐欺行為によるものか否かを判定するための重要資料として役立つことが要求されるのはいうまでもない。<sup>②</sup>

一般に貸借対照表がこのような目的をよりよく果し得るためには、財産が売却価値もしくは清算価値 (Liquida-

ionswert)によつて評価されること(が)のぞかし。と云うのは、清算価値による貸借対照表が、破産または清算時の企業財産の債務弁済能力(schuldentilgungsfähigkeit der Aktiva)をよりよくあらわし得るからにほかならな<sup>(3)</sup>。

このように当初は破産や清算というような異常な時に妥當する評価基準として法律制度のなかに採取された売却価値は、會計計算における最少の資産(minimum asset)という形で、商事法規がその最高目標の一つとしている取引の安全、債権者の保護の目的にも、そのまま役立つを得るので、元來異常な事態を予定してその上にうちたてられた評価基準が、決算という正常な場合にもそのまま適用されるようになって來た。いってみれば、會計學的には、異常な事態を予期して考え出された評価基準が、會計計算に対する商法の基本理念にも、ともよく適用するといふ理由で、それがそのまま正常時の評価としても十分に妥當性をもつものとして法律的包装を施されるようになったといふのがより事實に即した解釈である。法曹家の主張する客観価値説は實にこのようにして成立したのである。

しかしこのような客観的売却価値評価に対して疑念をもつ向が次第に多くなりはじめた。取引量の増大と企業規模の拡大にともなつて、企業は量的には莫大な財産をかかえるようになり、質的には近代技術の企業内への導入によつてその様相をようやく変えはじめた。とくに固定資産の増大にともなつて、企業の有機的構成が次第に高度化してくると、すべての資産を売却価値で評価することには多大の時間と費用および労力を必要とし、もろかりにそれが実行できたとしても、それがいわゆる客観的眞實性をどの程度反映しているかはなほ疑問である。客観価値説に対する批判は固定資産を多量にもつ鉄道企業の出現によつてようやく表面化して來た。

ただそれだけではない。いまかりにすべての財産を売却価値で評価出來たとする。そのようにして得られた個々

の財産の評価額やその総額は債権者にとっては価値高きものであるとしても、貸借対照表を作る企業がそれから何を期待しうるかはなほ疑問である。そこに表示されるのは、いってみれば相互に無関係な「孤立した構成物」(isolirte Gobjide)としての資産とその価値ならびにその算術的総計にすぎず、したがってそれは企業が個々の資産に対してみとめる価値でもなければ、企業そのものの価値をあらわすものでもない。かくてそのようにして作成された貸借対照表は「孤立した構成物」を一表にあつめた、そのような意味で「孤立した貸借対照表」(isolirte Bilanz)とほかならな<sup>4)</sup>。

さらに当時の鉄道企業は、法律の予定するこのような残余財産、もしくは純資本の計算よりは、損益計算により多くの関心をもっていた。それら企業が必要とした経営政策、配当政策、財務政策等を樹立するための資料は残余財産や純資本の計算からは得られず、この場合必要なのは正しい期間損益に関する数字であり、それは客観価値にもとずいて作成された貸借対照表からは入手することは出来な<sup>5)</sup>。

鉄道企業が法律の予定する貸借対照表にいたっていたこのような不満は普仏戦争の後、一八七三年にドイツをおこしたインフレーションを契機として他の企業にも次第に蔓延した。すなわちそのような時になお、法律家の解釈にしたがって客観価値による貸借対照表を作ると、貸借対照表には異常に大きな利益が計上されることになる。ここにおいて意識的に法律家の見解に反対して、取得原価による貸借対照表を作らんとする傾向がようやく顕著になって来た。法律家は鉄道企業がまず作成したこのような原価数値に基礎をおく貸借対照表を違法だといひ、プロシヤの衆議院では、インフレーション時に法律家の主張に迎合して貸借対照表を作る会社を詐欺であると主張するも<sup>6)</sup>

のもあって、ここでは資産評価をめぐって二つの立場が完全に対立するにいたった。かくていわゆる財産評価に関する争いが法廷にもちこまれる機会が次第に多くなり、しかも訴訟当事者や弁護士ならびに裁判所側の意見のくちがらはようやく表面化して来た。<sup>(6)</sup>

このような状況のもとにおいて、評価論的には客観価値説の克服をめざし、貸借対照表の目的として損益計算を標榜するものが次第に抬頭して来た。ここではそれらの諸学説のうち比較的初期のものに属するシエフラー、シモン、フイッシャーの三つの学説をとりあげて、それぞれの学説の素描を試みるとともに、それらの諸学説の關係について考究してみたい。

- (1) Entscheidungen des Reichsoberhandelsgerichts, Bd. 12, S. 16 ff. Sen. II. U. vom 3. Decbr. 1873. (Passow, R., *Die Bilanzen der privaten und öffentlichen Unternehmungen*, Bd. I. 3. Aufl. Leipzig 1920, S. 88, ann. 3. ① 冊と 4. ②)
- (2) Passow, R., *a. a. O.*, S. 108.
- (3) Passow, R., *a. a. O.*, S. 108.
- (4) Rehm, H., Buchführung und Jurisprudenz, *Tollschleins Zeitschrift*, XIII, S. 174.
- (5) Schmalenbach, E., *Dynamische Bilanz*, 7. Aufl., Leipzig 1937, S. 65.
- (6) Walb, E., Zur Dogmengeschichte der Bilanz vom 1861—1919, in *Festschrift für Eugen Schmalenbach*, Leipzig 1933, SS. 7—8.

法律家の意見について、いちはやく反対意見を表明したのはヘルマン・シェフラー(Hermann Scheffler)である。<sup>(1)</sup> 彼はもともブラウンシュヴェイク(Braunschweig)のなる鉄道会社の一従業員として、「価値」についての法曹家達の解釈の不合理なことを身をもって体験したものの一人である。

シェフラーはここで当面の問題であるドイツ普通商法第三十一条が「価値」について、具体的な内容を規定していないのは立法上の思慮にもとずくものであると理解し、法律のとったそのような態度を賢明であると考えている。<sup>(2)</sup> 彼のこのような結論は結局、彼の「価値」の理解にもとずくものである。彼によれば、おなじ財産であっても、それを考慮する立場によって(nach dem Gesichtspunkt, unter dem man den Gegenstand betrachtet)ちがった価値をもち、また異った状況の下では(unter verschiedenen Umständen)かならずしもおなじ価値をもち得ないというのである。しかもここに「それを考慮する立場」をいい、「異った状況」という、それは彼の場合には、具体的には、後でのべるように、財産の所有目的に関連して考えるということにはかならない。このような立場にたつきり、法律があらかじめあらゆる所有目的を予想して、そのそれぞれについての具体的な評価基準や価値の内容を規定することはほとんど不可能にちかく、かりに可能であったとしても、規定をいたすに、詳細煩雑にするだけでかならずしものぞましいことではなくなる。彼が法律が「価値」について具体的な内容を規定していないこともって賢明だと論断するにいたったのは、実はこのためである。

このように財産の所有目的を強調する当然の結果として、彼の場合には次のような命題がなりたつ。すなわち価

値を決定する場合には財産の所有目的がその根本的な決定要素であり、したがってそこで主として使用価値 (Gebrauchswert) が問題となる。<sup>(3)</sup> しかもここにいわゆる使用価値はいろいろの要素から成立っているけれども、それらは客観的要素 (objektive Faktoren) と主観的要素 (subjektive Faktoren) との二つに分類、整理することが出来る。ここに客観的要素とは、財産そのものに対する関係と利用者との外部にあるあらゆる事物に対する関係に依存するものをいふ。これに対して主観的要素とは、財産と利用者との関係もしくは利用者の利害関係 (Interessen des Benutzers) に依存するものをいふ。このような主観的なものと客観的なものから成立っている使用価値は、当面の問題である貸借対照表の場合には、「与えられた状況の下において使用者の手中における使用価値」 (Gebrauchswert in der Hand des Gebräuchers unter den gegebenen Umständen) またはそのものが「所有者に対する」 (für dem Besitzer) 使用価値とすることとなる。<sup>(4)</sup>

次の問題は、このような具体的内容を与えられた使用価値は一体どのようにして測定するのかという、その具体的な測定についてである。元来「所有者に対する」使用価値は、それを構成する主観的要素との組合によって、ほとんど無数とらっていらほ数多くのものを考えることが出来る。とすれば使用価値の具体的な測定にあたって何よりも必要なのは、誤謬と錯覚とを妨ぐための基準を見出すことにほかならない。この問題については彼は次のようにいう。すなわち、貸借対照表との関連におきて必要な価値とは、絶対的な価値や絶対的に正当な価値 (der absolut oder die absolut richtiger Wert) とはななく、<sup>(5)</sup> 「実際価値」 (der faktischer Wert) とはなれいゝものだと十分であると主張する。

それではここにいわゆる「實際価値」とは具体的にどのようなものであり、また彼がこれをもって必要にして十分な貸借対照表価値と断ずるにいたつたのは一体何故であろうか。彼によれば、他人に利害關係をもたない財産は、そのものを獲得するのに実際に (Tatsächlich) 支払つただけの価値をもっている。というのは、一般に、あるものの購入に際して一定の貨幣額を支払うということは、購入するものに対してそれだけの価値をみとめたからにほかならない。したがってここでは支出額が實際価値をあらわすことになる。ところがそれ以外の、他人に利害關係をもつ財産の場合には、それはあくまでも所有者との關係の上にたつてゐるものであつてみれば、そこでは實際の支払額は無意味にちかく、したがつて利害關係人のない財産の場合のように、彼のいわゆる實際価値をもつてただちに正当なものともみとめることは出来なくなつてくる。このことからすでにあきらかなように評価の観点からは、財産はこれを価値の決定にあつて所有者 (der Eigentümer) だけに継続的に關係のあるものと、継続的たると一時的たるとをとわず、所有者以外のもの (andere) にも關係をもつもの二つに分けなければならなくなつてくる。<sup>(6)</sup>

したがつて財産のうち、機械装置、その他の不動産、備品等のように本来企業目的を達成するために存在し、しかもその目的を達成するためには、継続的に所有していなければならぬものが第一のグループに属し、これに対して、第二のグループに属するものとは、ある事情の下では、他の企業財産から分離して、それだけで販売可能もしくは販売さるべき財産をいう。財産の評価が財産の特性をもつともよく發揮するように行わるべきであるとすれば、これら両グループの財産について用うべき評価基準はおのずから明白である。すなわち、所有者だけに継続的に關係をもつ財産については、その費用価格 (Kostenpreis) だけが問題になりうるにすぎず、しかもそれは本質的には、

購入価格 (Kaufpreis) すなわち、取得価格 (Anschaffungspreis) または製作価格 (Herstellungspreis) に一致する。というのは、すでに述べたように、購入者もしくは現在の所有者は購入によって当該財産に対する価値を確認し、しかもこの種財産はその性質上、所有者以外の第三者との利害が全く存在しないのであってみれば、その評価にあつては、所有者以外のものとの関連において考えられるどのような要素も入り得ないからである。これに対して、所有者以外のものにも関係をもつて一つの財産の場合には事情にかならずしも同様ではない。そのような財産については、財産の特質上、その価値の決定にあつては、当然に第三者の要求が介入し、具体的には、それは財産への支払額とは無関係に、その売却価格 (Veräußerungspreis) もしくは販売価格 (Verkaufspreis) がその評価基準になる。

これがシェフラー貸借対照表価値論の素描である。

彼のこのような貸借対照表価値論は、今日の会計理論からみれば、さほどとるにたならぬ、いつてみれば会計常識以前のものであるかも知れない。しかしこれを独立した一つの学説としてではなしに、ドイツ貸借対照表論争の滔々たる流れのなかの一学説としてみれば、その評価もまたおのずから異ってくるのはいうまでもない。

彼は従来ともすれば、無意識的ではあるが、暗黙のうちに法律的な観点からのみ展開されていた貸借対照表論をば、その桎梏から解放して、これまでとは全くちがった経営的・商人的貸借対照表論の樹立につとめ、いつてみれば、法律もしくは法律家からの貸借対照表論の奪還という壮挙をあえて行おうとした。彼の貸借対照表論に関する

小論文は、終始一貫、このような立場からかきつづられているといつても、あえて過言ではあるまい。このような彼の貸借対照表論に対する基本的な態度は、彼が法律の評価規定に関連してのべた「原則を作るものもそれを破壊するものもともに世界である。」<sup>(8)</sup>という言葉のなかにも、とらえどころのない端々にあらわされている。これをいま当面の問題である貸借対照表価値論についていえば、評価に関する原則は法律その他によって意識的に作為すべきものではなくて、評価原則はそれ自体、現実の会計社会のなかにおのずから作りあげられたものとして存在し、企業は財産評価にあたっては、そのように生成して存在する会計慣習にしたがって評価せよということにほかならない。したがってそれは内容的には、ドイツ株式法にいわゆる「秩序ある簿記および貸借対照表作成の原則」(Grundsätze Ordnungsmässiger Buchführung und Bilanzierung)や、近時、会計原則に関連していわゆるコモン・ローの思想に一脈相通するものをもっている。したがって彼のこのような立場からは、法律という外部的な規則は評価、さらには貸借対照表をもふくめて企業の会計計算からは全く排除されなければならない。というのは、ここでは法律的な要請を会計実務のなかにもちこまんとする態度のごときは、会計実務の健全にして自由な発展を阻害する以外の何ものでもないと考えているからにほかならない。そのかぎりでは、それまで第三十一条第一項にいわゆる「価値」の解釈について法律家的な見解や解釈 (Juristenansicht und Juristenmeinung) が支配的であり、法律家的価値 (Juristenwerte) だけが強調されて、それ以外のものがなくかえりみられなかったのにくらべると正に對蹠的である。

彼のこのような貸借対照表論、とくに価値論についていろいろと批判が行われている。たとえば、具体的な評価基

準としての費用価格または購入価格と、売却価格もしくは販売価格とを包摂する概念として使用価値という言葉を用いることがはたして適當であるかどうかという、用語についての、いわば形式的な問題がある。これを反対の側面からいえば、購入価格はともかく、売却価格はいかにして使用価値の低位概念、もしくはその具体的な発現形態たりうるかという実質的な問題でもある。

すでにのべたように、シェフラーは使用価値による財産評価を主張し、しかもここに使用価値とは、「所有者に対する価値」としての実際価値にほかならない。さらに彼は、財産によっては実際の支払額、彼のいわゆる実際価値とは全く関係のないものであり、その部分については売却価格もしくは販売価格による評価を主張する。とすれば実際の支払額とは全く関係のない売却価格による評価のごときは、使用価値を正しく反映するということは出来ず、ここにおいて、使用価値として実際価格を考へることとその具体的な発現形態の一つとして売却価格を考へることは矛盾することになる。ワルプが彼の使用価値概念を評して、曖昧、不明瞭であるといひ、<sup>(9)</sup>彼独特の用法で普遍性にとほし<sup>(10)</sup>といった所以もあるいはこのあたりにその原因があるのかも知れない。

それにしても、このように曖昧、不明瞭であるといわれ、また彼独特の用法であるといわれる使用価値という概念をもち出すにいたったのは、どのような理由によるものであろうか。

彼の基本的な立場は、くりかえしのべたように、当時の法曹家達の価値についての見解をみすからすんで批判し、これに挑戦することであった。法曹家にとっては、財産は債権者に対する債務弁済のための物的うらすけもしくは手段以外の何ものでもない。したがってそこで問題となるのは、財産の種類でもなければ、その形態でもなく、

いわんやその所有目的でもない。彼等は債務弁済のための役立ちとその程度に関心をもつにすぎない。そのかぎりでは、彼等の眼には、財産の特質はすべて捨象されて、みな同質なものとして映ずるといってもあえて過言ではあるまい。これはすでにのべたように、一六七三年以来の法曹家達の共通の信条であった。

しかしこのような方法によるシェフラーのいわゆる「価値の決定にあたって所有者だけに關係のある」財産の評価の不合理は、このような財産を比較的多量にもつ企業の出現によってようやくいちじるしく表面化して来た。そのような事態に対処するために、彼はそれらの財産について、法律家が予期もしなかつたような「費用価格」という基準で評価すべきことを主張した。しかもそれは具体的には、当該財産についての実際の支払額であり、かくて實際価値こそ、所有者がそれに対してみとめた使用価値ということになる。というよりは、彼の真意はこれとは全く反対で、この種の財産について、ごくかぎられた部分においてではあるが、すでに会計慣習として行われている。費用価格、より具体的には、購入価格による評価に関する会計実務をこのような論理によって、理論すけようとしたものと見るべきであろう。したがってここでは彼のいわゆる「他のものにも關係をもつ」財産は直接の問題では、この種財産について法曹家達の主張する価値基準によって評価するとしても、さしたる不合理はみとめられず、しかもそれがほとんどそのままのかたちで、会計実務のなかにふかくひこんでいたからである。実はこのようないってみれば、この場合には夾雑物とも、附屬物ともいふべきものをもふくめて、価値一般もしくは貸借対照表価値について、劃一的に、しかも統一的な解釈をくだすことよって、均斉美あふれる貸借対照表価値論を作りあげんとしたところに、彼のいわゆる使用価値の内容が曖昧もしくは不明瞭になった最大にしても、とも根本的な原因

があるのではあるまいか。

もっとも彼とてもこのことに全く無関心であったのではない。それどころか、彼はたえずこのことを念頭におきながら、価値論を展開したとみるのが、より事実在即した解釈であるように思われる。彼が使用価値を構成する要素の一つとして客観的要素をあげて「利用者の外部にあるすべての事物に対する関係」を強調したのは畢竟、使用価値はかならずしも現在の利用者との関係にだけよるものではないこと、具体的には、そのものを買受けることによって将来その利用者となりうるものとの関係をもそのなかにふくむことを見越してのことであり、また販売に関連をもつ財産について、とくに所有者のみならず、「他のものにも関係をもつ」ことをとくに明示しているのも、暗に売却価値もしくは販売価格もまた、使用価格の具体的な一形態であることを主張せんとするためにあらかじめはられた伏線であるかも知れない。

いずれにもせよ、このように財産評価について現実に行われている二つの会計実務を統一的に説明せんとしたところに、彼が価値について、一見、牽強附会とさえ思われるような、無理な概念構成をせざるを得なかったのも基本的な理由があるのではあるまいか。

このようにシェフラーの場合には、結論をいそぐのあまり、財産の分類とそれぞれに対する価値基準の説明、ならびにそれらの価値基準とそれを綜合する上位概念としての使用価値そのものがかならずしも明確ではなく、ワルプの表現をかりれば、使用価値という名でいいあらわされるものの具体的内容が、あまりにも彼独特のものでありすぎて普遍性にとぼしかったことが、それを発表したものが貸借対照表論研究家のあまり閲読しない雑誌であ

たことと相俟って、彼の学説を当時あまり注目されないままに放置しておく結果を招来したのである。<sup>(11)</sup>

これに対して次に出現するシモン学説が斯界にあたえた影響は大きく、その点、シエフラーとは対蹠的である。

(1) シエフラーの論文名および掲載誌は次のとおりである。

Scheffer, H.; *Über Bilanzen, in Vierteljahrschrift für Volkswirtschaft, Politik und Kulturgeschichte*, Bd. 62, Berlin 1879, SS. 1—49.

彼の学説を紹介、批判したものはあまり多くはないが、例えば次のようなものがある。

Walb, E., *a. a. O.*, SS. . 7—17.

Kovero, I., *Die Bewertung der Vermögensgegenstände in den Jahresbilanzen der privaten Unternehmungen*, Berlin 1912, SS. 73—4.

Passow, R., *a. a. O.*, SS. 94—6.

Münch, P., *Die Bilanztheorie Rudolf Fischers. Ein Beitrag zur Geschichte der Bilanztheorien*, Leipzig 1940, S. 16 und SS. 29—30.

- (2) Scheffer, H., *a. a. O.*, S. 2.
- (3) Scheffer, H. *a. a. O.*, S. 21.
- (4) Scheffer, H. *a. a. O.*, SS. 21—2.
- (5) Scheffer, *a. a. O.*, S. 23.
- (6) Scheffer, H., *a. a. O.*, S. 24.
- (7) Scheffer, H., *a. a. O.*, SS. 24.—5.

- (8) Scheffer, H., *a. a. O.*, S. 20.
- (9) Walb, E., *a. a. O.*, S. 14.
- (10) Walb, E., *a. a. O.*, S. 18.
- (11) Walb, E., *a. a. O.*, S. 18.

### 三

当時、貸借対照表価値説において支配的であった客観価値説を奉ずるものはほとんどすべてといっているほどに、これまで法曹界において伝統的であった法律のもしくは債権者保護の考え方をほとんど無批判、無反省のままうのみにして貸借対照表価値説を展開していた。ところがジモン(Dr. Hermann Veit Simon)は、問題のきっかけを作った第三十一条第一項における「価値」を説明するまえに、価値一般についての研究から筆をすすめて行く。<sup>(1)</sup> そのかぎりにおいてはシェフラーと全く同様である。

ジモンによれば、一般に価値とは、判断によって認識されるもの (Meinungssache) であって、物のなかに本来的に内在するものではなく、<sup>(2)</sup> したがってそれは評価を行うものすなわち評価主体と、評価主体の欲望目的との関係を無視しては考えることは出来ない。<sup>(3)</sup>

彼のこのような立場からすれば、この場合問題となりうるのはただか、シェーマレンバッハのいわゆる評定価

値 (geschätzter Wert) だけで、内在価値 (innerer Wert) ではなく、またこれまでとかれていた客観価値 (objektiver Wert) とする表現や絶対価値 (absoluter Wert) とする言葉はそれ自体、自家撞着であるとはいわなければならぬ。<sup>(4)</sup>

価値をこのように理解する当然の結果として、価値は価値を判断する評価主体と欲望充足の方法との二つに分けて考察しなければならなくなってくる。まず評価主体として、個々人 (einzelne Person) を考えるか、個々人の集団 (ein Viertel von Person) を考えるかによって、価値は特殊価値 (besonderer Wert) と一般価値 (allgemeiner Wert) との二つになり、また欲望充足の方法の点からは、そのものを所有もしくは利用することによって欲望が直接的に充足されるか、それとも相手方にそのものを引渡してその対価をうけとることによってはじめて充足されるかによって、価値は使用価値 (Gebrauchswert) と交換価値 (Tauschwert) との二つになる。したがって評価主体の態度によって考えられる二つの価値と、欲望充足の方法によって考えられる二つの価値との組合せによって、価値としては次の四つのものを考えることが出来る。<sup>(5)</sup>

- (1) 一般使用価値 (allgemeiner Gebrauchswert)
- (2) 特殊使用価値 (besonderer Gebrauchswert)
- (3) 一般交換価値 (allgemeiner Tauschwert)
- (4) 特殊交換価値 (besonderer Tauschwert)

それでは貸借対照表との関連において問題となりうる価値は、これら四つのうちの一体どれなのであろうか。こ

のことは貸借対照表の目的との関連において考えなければならない。というのは、貸借対照表価値の選択は、根本的には、貸借対照表の目的によって規制されるからである。彼によれば、貸借対照表に表示されるのは、特定人が財産について行った価値判断の結果である。<sup>(6)</sup>とすれば、そこに表示さるべき財産の価値も、特定人との関連において考慮しなければならなくなる。このような立場にたつきり、そのもとにおいてとくに問題となる評価基準もそのすからあきらかである。すなわち、資産は欲望充足の態様にしたがって所有もしくは利用することによって欲望が充足される使用財産 (Gebrauchsgegenstand) と、相手方に引渡して対価を受取ることによってはじめて欲望の充足される売却財産 (Veräußerungsgegenstand) との二つに分けられ、その種類のことなるにしたがって、それに附すべき価値も、それぞれ、使用価値 (Gebrauchswert) もしくは取引価値または換貨価値 (Verkehrs- oder Realisationswert) とちがった基準を用いなければならない。<sup>(7)</sup>

このように彼の場合貸借対照表価値の評価にあたって問題なのは、特定人が当該資産について幾何の価値をみとめるかということであり、それは具体的にはその財産の種類もしくは性質に応じて、あるものには使用価値が用いられ、あるものは取引価値によって評価される。このように彼が問題とする価値はすべて、個人の集団ではなくて特定人と関連をもつことになる。これは彼が貸借対照表価値は個人的価値 (individualer Wert) によるべきであるという所以である。<sup>(8)</sup>したがってここで問題となるのは、上にあげた四つの価値概念のうち、特殊使用価値と特殊交換価値との二つにかぎられる。しかしこのことは決して一般価値が全く問題となり得ないというのではない。というのは、貸借対照表の作成にあたって、評価に関してとくに考慮すべき特別の事情が存在せず、しかも一般評価にあ

たつて、多数の人々に対して決定的な事情だけが考慮に入る場合には、特殊価値が一般価値に一致することになるからである。しかしこの場合にも、結果的には一般価値に等しいものをもって評価するというだけであつて、それは本来的には、特殊価値による評価にほかならない。

売却財産の評価に用いられる特殊交換価値としては、具体的には、商品や有価証券等市場価格もしくは取引相場が問題となる。しかしながら、現実にはこのようなものについては市場価格や取引相場がそのまま、特殊交換価値の基準となりうるかも知れないけれども、それは元來、一般交換価値の基準であつて、特殊交換価値のそれではない。<sup>(9)</sup>例えば有価証券の取引相場は一般交換価値ではあるけれども、特殊交換価値ではない。特殊交換価値を考へる場合には、それに売買手数料を考慮しなければならなくなる。また注文生産や売買価格について契約済みの商品の場合には、市場価格という一般交換価値以外の、現実の契約価格という特殊交換価値を用いなければならなくなつてくる。このように厳密に言えば、売却財産については市場価格や取引相場という、本來、一般交換価値的なものを用いてはならないことになるが、それは金額的には多くの場合、そのものの特殊交換価値とさしたる相違がないのが普通であるので、実務上は便宜的に、市場価格や取引相場を用いてもいいであらう。

それでは使用財産に対する特殊使用価値は具体的にはどのように測定するのであろうか。このことについて彼は次のようにいう。すなわち、使用財産は取得年度には取得原価によつて評価し、次年度以後は、その性質によつてもし価値の消耗を来たすものであれば減価償却を行う。その額は具体的には、原則として、調達価格から残存価値を減じた残額を耐用年数によつて除すことによつて得られ、<sup>(10)</sup>このような方法によつて得られた數値を彼は特殊使用

価値もしくは経営価値 (posonderer Gebrauchts = oder Betriebswert) によらば<sup>(11)</sup>。

以上がジモンの貸借対照表論の素描である。

すでにのべたように彼は財産評価の出発点において、一方では財産の所有目的による分類をとき、他方では価値判断主体の相違をとき、これを文字通り経とし、緯として評価論を展開する。そのうち、前者は畢竟、売却財産と使用財産とはその評価基準を異にするという、従来の客観価値説のたった劃一的評価に対する批判、より積極的には、現に会計実務として行われている個別的評価主義の主張を擁護するための伏線で、これはシェフラーが財産を所有者だけに関係のあるものと、他のものにも関係をもつものとの二つに分けたのと同様である。これに対して後者は実質的には、これら二つの資産群のうち、法律と慣習との間にいちじるしい相違を示していた使用財産について、会計慣習の妥当性を主張するためにあらかじめめぐるしておいた伏線であり、シェフラーはこのことを使用価値における主観的要素と客観的要素という概念をもち出すことによってはたさしめんとしていた。このかぎりでは、シェフラー、ジモンの両学説は相似形的な関係にある一対の学説であるといいうるのであろう。

しかしジモンがはった上にのべた意味での二つの伏線は、このように直接的には使用財産の評価について考え出されたものであるけれども、さればといつて売却財産についても全く無関係ではない。というのは、彼が売却財産について主張する特殊取引価値は、価値判断の主体との関連において生ずる特殊価値の考え方をぬきにしては到底考えることはできないからである。しかし彼がいうところの特殊取引価値の具体的内容はかならずしも明瞭ではな

いが、彼が例示しているところから察するところ、若干のすれや多少のくいちがいはあるにしても、それは一般取引価値とよばれ、客観価値論者が客観価値と称するものとは大差ないものである。また彼がとくに意を用いたのがシェフラーとおなじく、使用財産の評価について行われている商人的慣行の意味づけであったことからみても、売却財産の場合には、第二の価値判断の主体に関する問題は、彼の立場全体からみればさほど重要ではない。それどころか、特殊取引価値とは、本来は使用財産のために設定した基準を、理論の形式上の体裁をととのえるために売却財産にも拡大適用した結果派生的に出来上った概念なのである。

それでは彼がもっとも力をそそいだと思われる使用財産に関する特殊使用価値についての彼の説明ははたして十分といえるであろうか。

総論では使用財産もしくは設備財産といい、特殊使用価値といった彼は、各論ではそれぞれ、経営財産(Betriebsgegenstand)もしくは経営価値(Betriebswert)とよびかえている。このことは単なる名称の問題以外には、さほど重要な意味をもっていないように思われる。彼は経営価値に関連して次のようにいう。すなわち、商人が継続的に使用するためにあるものを買入れた場合、そこで問題となるのは、彼がそれを使用することが出来るかどうかということ、それが使用出来る場合には、取得した時の状態をつねにたもちうるかどうかということである。<sup>(12)</sup>もしそのような価値の減少が全くおこらず、したがって問題とはなり得ないとすれば、企業は経営財産については損益計算を行わなくてもいい。ところが現実には、ごく一部のものをのぞいては、大部分のものは価値を減するので、企業が年度末に損益計算を行うためには、取得原価からそのような価値の減少を控除した金額をもって当該資産を

貸借対照表に記載しなければならなくなる。<sup>(13)</sup>したがってこのようにして得られた数値は、事物の価値 (der Werth einer Sache) そのものではなくて、あくまでも貸借対照表における評価額 (Bilanzansatz) たるにすぎない。<sup>(14)</sup>

以上の説明は経営価値についてのものであって、特殊使用価値に関するものではない。とすれば、このような具体的内容をあたえられた経営価値とよばれるものはどのようにして特殊使用価値たり得るかが当然問われなくてはならなくなってくる。彼はこの場合には評価の出発点を使用財産の取得価格におく。それは特定個人の価値判断の結果得られたものとして、勿論一般価値ではなくて、彼のいわゆる特殊価値にはかならない。それにしても、それが如何にして使用価値たり得るのであるか。このことが明確にされなければ、経営価値は特殊価値であるとしても、それが特殊使用価値なのか、特殊交換価値なのかは不明のままのことになる。しかしこの間の説明は奇妙なくらい何も行われてはいない。これ、パッソーがジモンの貸借対照表価値論を評して、使用価値から取得価格へ命懸けの飛躍をしてゐる (Sinuus salto mortale vom Gebrauchswert zum Erwerbspreis) としてゐる所以である。<sup>(15)</sup>

ひとはよく彼が特殊使用価値として、原価差引減価を考へることをもって不当であるという。しかしこのような批判は、ジモン解釈の場合には極力さげなければならぬ。というのは、くりかえしのべたように、彼は価値に関する概念を構成しなおすことによってこのような内容をもつ特殊使用価値をそこから演繹的に導き出したのではなくて、使用財産について現にひろく行われている評価基準をありのままみとめて、それにたまたまこのような特殊使用価値という名称を与えたのにすぎないからである。したがってこのことに関連して問題があるとすれば、その

ような内容のものを特殊使用価値と名付けることの当否にすぎない。もっともこのことについてもこんなふうに解釈することも出来る。すなわち、取得価格をもって当該使用財産が使用出来なくなるまでの使用価値の合計、もしくはそれに対する前払とみなし、使用後の貸借対照表上の価格をもって、貸借対照表作成日に当該資産に対してみとめる使用価値というよりはむしろ、将来の経営活動のために役立つ使用価値の残存部分を意味するとみるのである。このように考えれば、使用価値と取得価格とは結び付き、したがって使用財産に関する実務上の価値基準を特殊使用価値とよぶこともあながち不当ではなく、したがって、そのかぎりではパッソの批判のときもかならずしも正鵠を得たものということは出来なくなる。勿論ジモンが使用価値と取得価格との関係をこのように理解していたというのではない。まえにものべたように、彼はこれら二つのものの関係をどのように理解して、現実に行われている評価慣行にあのような名称をつけたかはかならずしも明瞭ではない。ただジモン学説に沈潜すれば、このような解釈もあながち不当ではあるまいということである。

このようにシェフラーとジモンの価値論は、展開の方法や術語の点ではかならずしもおなじではない。一は価値一般についてある種の名称をつけているのに対して、他は価値の本質から筆をときおこしてはいるものの、それはとくに名称をあたえず、ただその欲望充足目的との関連において、具体的な名称をつけているにすぎない。したがってこれら両学説はともにひとしく、使用価値という術語を用いているとはいえないもの、両者は全くちがった内容をもちことに注意しなければならぬ。しかしこのような相違にもかかわらず、それぞれの主張する財産評価の

方法は結果において全く同様である。これは当然のことである。というのは、彼等の所論はともに、十九世紀第四・四半紀以後のドイツ経済社会において行われていた評価実務に理論的根拠をあたえるためにかかれたものであるからである。

ジモンはシェフラーのいわゆる「所有者だけに継続的に関係のあるもの」および「継続的たると一時的たるとを」とわす、所有者以外の他のものにも関係をもつもの」について、それぞれ、使用財産または売却財産という名称をあたえた点や、価値についての彼のここみた概念構成の方法が論理的、統一的である点では、シェフラーにくらべてはるかにすぐれている。しかしそれも結果としては、シェフラーと全くおなじことを主張しているのであってみれば、シェフラーの所論を内容的に発展させたか否かは別として、それを整理したことだけは事実である。

ところが、すでにのべたように、これら両学説はとも現実の財産評価に関する慣行を無理なく一元的、統一的に解釈することは出来なかった。それは結局のところ、価値もしくは貸借対照表価値をその起点として、理論を展開したためであって、貸借対照表価値の根底にある貸借対照表、もしくは企業の行っている会計計算そのものに眼をむけようとしなかったことの結果である。しかしこのことは、それらシェフラーやジモンがそのようなものに全く眼を被っていたというのではない。むけていたことはむけていたにしても、それがあまりにも皮相的、表面的であったために、評価に関する会計実務の本質を十分に暴露し得なかったというのが事実在即した解釈であろう。

このように評価に関する会計慣行、というよりはむしろ、それをもふくめたよりひろい、いってみれば会計慣行

そのものを究明し、それとの関連をなして當時の評価実務を理論づけんとした点がある。そのひとつをフレンツィン  
ヤーに就なせらるゝ。

(1) シモンSimonの著作は次のようなものである。

(1) *Die Bilanzen der Aktiengesellschaften und der Kommanditgesellschaften auf Aktien*, 1. Aufl., Berlin 1886,  
2. Aufl. 1898, 3. Aufl. 1899, 4. Aufl. 1910.

ズトZuフレンツィンFlensburg *Die Bilanzen* と略称し、引用はすべて第四版とする。

(2) Betrachtungen über Bilanzen und Geschäftsberichte der Aktiengesellschaften aus Anlass neuerer Vorgänge,  
in *Festsche der Juristischen Gesellschaft zu Berlin für Siehard Koch*, Berlin 1903.

(3) *Die Staatseinkommensteuer der Aktiengesellschaften, Kommanditgesellschaften auf Aktien, Bergwerksge-  
sellschaften, eingetragenen Genossenschaften und Konsumvereine in Preussen*, Berlin 1892.

以上のうち、貸借対照表理論との関係に就して問題となるのは第一の著書である。

(2) Simon, H., *Die Bilanzen*, S. 293.

(3) Simon, H., *a. a. O.*, S. 294.

(4) Simon, H., *a. a. O.*, S. 294.

(5) Simon, H., *a. a. O.*, S. 294.

(6) Simon, H., *a. a. O.*, S. 304.

(7) Simon, H., *a. a. O.*, SS. 304—5.

(8) Simon, H., *a. a. O.*, S. 305.

- (9) Simon, H., *a. a. O.*, S. 354.
- (10) Simon, H., *a. a. O.*, S. 384.
- (11) Simon, H., *a. a. O.*, S. 408.
- (12) Simon, H., *a. a. O.*, S. 408.
- (13) Simon, H., *a. a. O.*, SS. 408—9.
- (14) Simon, H., *a. a. O.*, S. 384.
- (15) Passow, R., *a. a. O.*, S. 103.

#### 四

フイッシャー (Rudolf Fischer)<sup>(1)</sup> はまず現実に企業が作成している貸借対照表を足場にして、まずその目的について考察する。彼は貸借対照表が作成されるのは、これまで法律家をはじめ、すべてと云っていいほどにほとんどのひとが考へて来たように財産もしくは純資本を計算するためではなくて、損益を計算するためであるとの結論に達し、<sup>(2)</sup>法律制度のもとにおいて法律の予定する貸借対照表と、経済制度のもとで企業が作成している貸借対照表との間にはその目的についてこのように大きくいちがいのあることをあきらかにした。彼がこのようなこれまでのとは全く対蹠的な結論に達したのはどのような理由にもとずくのであろうか。

彼は当時の商慣習と收得税法のもとにおける貸借対照表という現実に存在する二つの具体的な事柄から、このよ  
うな見解をいだくようになったのである。すなわち企業は財政状態の管理の基礎となる営業成績を貸借対照表を年  
一回作成することによって計算していたことと、一八七四年以後の收得税法が、小商人をのぞく一般商人に対して  
は、貸借対照表によって算定された利益をもって、課税標準としているという具体的な事実にもとづくものであ  
つて、決して彼の頭のなかで彼みずから作りあげた結論ではなし。

彼が具体的な会計実務から体得したのはただそれだけではない。貸借対照表そのものについてもある結論に達し  
た。貸借対照表とは、実質的には、投下資本の源泉とその具体的運用形態を示すものであり、形式的には、総勘定  
元帳内の残高勘定 (Bilanzkonto)、ことに集合決算勘定 (Gesamtabschlusskonto) または決算残高勘定 (Abschlussbilanz-  
konto) にすぎないことである。<sup>(4)</sup>

したがって貸借対照表上の項目はすべて、とくにここで当面の問題である資産項目につけられている数値は、一  
般に信ぜられているように、客観価値や主観価値というような経済的価値を意味するものではなく、それどころか  
それは何等実質的意味や内容をもつものではなく、いつてみれば貸借対照表価値と簿記数値との間には価値の継続  
性 (die Kontinuität der Werte) が存在することになる。<sup>(5)</sup> 現実に存在する貸借対照表は、評価という帳簿とは全く無関  
係な、いつてみれば簿記とは独立的な行為によって作成されるのではなく、簿記から派生した簿記数値にもとず  
いて作成され、簿記数値こそ貸借対照表作成のための基礎資料となるのである。<sup>(6)</sup> しかも彼によれば、このような貸  
借対照表としてはじめて、それが本来目的とする正しい損益の計算が可能となる。このような立場からすれば、簿

記数値から全くはなれて、それとは独立した自由な立場から財産を評価し、それをもって貸借対照表の基礎手段とせんとするこれまでの所説はすべて、過去数百年ものながきにわたって引つづき、相当にひろい範囲にわたって行われ、しかもその正確性が具体的に立証されて来た損益の確定に関する経済的な制度をその根本から破壊することにさえるのである。<sup>(7)</sup>

したがって貸借対照表論を紛糾させ、混乱させた使用財産もしくは設備財産について彼の場合とくに問題となるのは、ジモンが経営価値と名づけた原価差引減価の意味づけではなくて、減価額を取得原価から控除するということ、すなわち減価償却についての意味づけにほかならない。

減価償却については、たとえばシェフラーは「蓋然性の原理にしたがって予想される損失に関する組織的にして、規則的な考慮」であると定義しているが、<sup>(8)</sup>そのとくところは、このようにおどろくほど簡単でこれが彼の使用価値とどのように結びつくかはかならずしも明確ではない。その点フィッシャーの場合はいきわめて詳細であり、明確でもある。

もしかりに取得原価から控除される減価額すなわち減価償却費が、たとえばジモンなどの考えるように、当該使用財産の経済的価値の減少部分を計数的に表現するものであるとすれば、企業は使用を開始した比較的初期の年度には相当多額の減価償却費を計上し、したがって取得価格をいちじるしく下廻った価額をもってその貸借対照表価値としなければならぬはずである。というのは、一般に資産の売却価値は、単にそれが使用に供せられたという

ただそれだけの理由によって加速度的に減少し、またその能率価値は取得から廃棄される直前までは比較的おなじであるにもかかわらず、廃棄の直前にいたって急激に減少することは、専門家の意見を徴すまでもなく、今日ですでに常識でさえあるからにほかならない。ところが現実に計上されている減価償却費は、第一年度においてはそれ以後のものにくらべてかならずしも多くはない。<sup>9)</sup>このことからすでにあきらかなように、毎期行われる減価償却はたとえばジモンあたりのいうように、当該資産価値の減少という経済的認識にもとづくものではなく、したがってそこに計上される減価償却費は、またその結果得られる原価差引減価ととも使用価値そのものとは、一応無関係であるように思われる。

このことはさらにつきにあげる事例からもあきらかである。いまある使用財産があらかじめ見積られた耐用年数以前に使用出来なくなり、または不慮の災害によって巨額の損失を被ったとする。このような場合にも、企業は何等の特別償却も行わず、したがって帳簿数値には何ら修正を加えないで、ただそれ以後の減価償却費の計算にあたって、耐用年数を短縮することによって、従来よりも多額の減価償却費を計上しているにすぎない。<sup>10)</sup>したがってここでも使用財産の貸借対照表価値や減価償却費を、それまで多くのひとが試みて来たように、使用価値との関連において理解するのは正鵠を得たものとはいうことは出来なくなる。

それでは彼フィッシャーは減価償却という会計手続を一体どのように理解するのであろうか。たとえば比較的長期の使用にたえる財産を買入れて、それが現実に使用出来る期間中、ただの一度も、損益の計算を行わず、それが

廃棄されてはじめて、当該資産の使用期間を一期とする、いわゆる長期損益計算を行うために貸借対照表を作成したとする。その場合には当該使用財産への投下資本、すなわち取得原価のいかなる部分も、貸借対照表上には資産としては計上されず、それはただ、費消された財産部分すなわち費用として損益計算のなかに取り入れられるにすぎない<sup>(11)</sup>。しかしこのような長期損益計算の思考は現実的ではなく、一つの仮装的、実験的な意味をしかもつにすぎない。企業は法律上の制約や企業自身の必要から、六ヶ月もしくは一ヶ年という比較的短い一定の期間ごとに貸借対照表を作成して、定期的に損益の計算を行っているのは周知のことからである。ところが簿記数値が使用価値を表示し得ないとすれば、当該資産が使用せられるかぎり帳簿上ではその取得価額をそのままにし、貸借対照表には毎期取得価額を記載しつづけることが考えられる。しかし現実にはこのようなことは行われてはいない。すなわちそこでは一方では、使用財産に投下された資本部分を、あたかも賃借した建物に対する賃借料のように、いつてみればその目的のために経常的に発生する経費とみなして、当該資産の使用可能な期間にわりあてるとともに、他方ではその金額だけ、当該資産の貸借対照表価値を減らしてゐる<sup>(12)</sup>。

このように具体的な会計実践にそくして考えるかぎり、金銭資産をのぞく、それ以外の資産とは漸次消耗して行く費用にほかならず、また減価償却とは、本来、当該資産の廃棄年度だけが負担すべき使用財産に關して発生する損失をあらかじめ予測して、それを使用する各年度に配分する会計上の手續であり、減価償却費とは減価償却によつて各年度に配分された将来発生する損失の先取分(die anteilrüssige Vorausnahme)にほかならな<sup>(13)</sup>。かくてフィッシャーの場合には、一般に使用財産は、それが使用価値を喪失したときに廃棄され、しかもその場

合に発生する損失を見越計上するのが減価償却という手続であつてみれば、使用価値と減価償却との間にある種の相關関係はあるとはいへ、それは一般に信じられてやるような直接的なものではなくて、あくまでも間接的なものにすぎない。したがつて毎期減価償却の行われるのは、毎期当該使用財産の経済的価値が減少するからではなくて、はなはだ逆説的であるが、毎期減価しないためでさえある。ここにおいて貸借対照表価値は現実の如何なる意味における経済的価値とも無関係で、それは単なる帳簿数値からの継続にすぎないとする彼の貸借対照表価値論についての命題がもっともはっきりした形であらわれてくる。

したがつて、ここではこのように毎期減価しないものを減価償却費という形で損益計算のなかに入れることの意味が当然に問題となつてくる。ここにおいて彼の損益もしくは損益計算についての基本的な思考について考えてみなければならなくなる。

彼はさきへのべたように、簿記機構から得られた数値をもつて貸借対照表作成のための基礎資料としてゐる。しかしこのことは決して帳簿数値が何等の修正をもうけないうで貸借対照表に記載されるというのではない。それはたゞ貸借対照表は帳簿から誘導的に作成されることを示すにほかならない。簿記数値はたとえば保管中に滅失、毀損した原材料や商製品については、その類だけ、また使用財産にみられるように、減価償却額だけ帳簿数値を修正して貸借対照表に移記されるのである。簿記数値の修正されるのはただこれだけではない。例えば将来発生を予測される大修繕や天災地変等の不慮の災害によつて発生する危険のある損失をあらかじめ見越して、その一部をそれ

前の年度にも負担させるために、あらたに帳簿数字をかき加えたり、修正したりすることがひろく行われている。それは一体どのような理由にもとずくのであろうか。

特別修繕や災害は、たまたまある年度において行われ、ある年度が遭遇するにすぎない。いまその発生の確実性の有無は一応これを度外視するとしても、その損失をすべてその年度にのみ負担させることは過重である、あらかじめそれに対して何等かの経済的考慮をめぐらすことこそ、思慮ある経営者の行うべきことなのである。ところが彼等はこのような場合に対処するために、あらかじめそのような損失を予測して、その一部をあたかも経常経費であるかのごとくみなして、見越計上することによって、それ以前の年度にも負担せしめている。

フィッシャーはこのような会計慣習や計算技術をさして費用配分 (Kostenvorteilung) とよび、また費用平均 (Kostenvergleich) とよみ、損費平均 (Verlustvergleich) とよみ、またそのように将来の予測をそれ以前の年度の会計計算のなかにとり入れることを、経済的・予防的または展望的要素 (die wirtschaftlichen, prophylaktischen, oder prospektiven Momente) の損益計算への導入とよんでいる。

減価償却もまた費用配分の具体的な一形態であることはいうまでもない。このような費用配分についての基本的思考を減価償却を例にとつて、いますこしほりさけて考えてみよう。

企業が使用財産を経営活動のために用いている場合、それからある種の用役を享受しているのはいうまでもない。とすれば、毎期損益の計算を行うにあたって、それに関する費用の一部を何等かの形で負担して、それを損益計算のなかに入れなければならないのはいうまでもない。もしその使用によってある種の用役を享受しているにもかか

ならず、当該資産についての費用をすこしも負担しないとすれば、それを使用する会計年度相互の間に不公平を生ずることになり、各年度負担の公平を期するためには、それに関連する費用の一部を何等かの方法で負担しなければならなくなるのはいうまでもない<sup>(16)</sup>。したがって収益、費用の期間的対応の考え方が費用配分の根底によつたわる一つの考え方であるといわなければならぬ。彼はこのような損失の見越部分を控除しない前の利益を総利益(Retaining profit)、差引後のものを純利益 (Reingewinn) といふ<sup>(17)</sup>。彼が貸借対照表をもって損益計算の手段という場合、そこにいわゆる損益とは、ここにいる純利益をさすもののである<sup>(18)</sup>。彼にとって、というよりはむしろ、当時の商人もしくは企業にとって必要なのは、総利益の算定ではなくて、純利益の確定である。ここにこそ使用財産についての、彼の言をもつてすれば、現実には廃棄される時に発生する費用の一部を、毎期減価償却費として予測、計上する理論的根拠がある。

したがって減価償却を行い、さらにひろく、費用を配分し、平均せしめるのは、今期の純益と他の期間の利益とを峻別せんとする、損益を期間的に峻別するためにほかならぬ<sup>(19)</sup>。

ところが彼は減価償却の方法を具体的に展開するにあたって、基本的には、減価償却と使用価値そのものの減少との間には何等直接的な関係が存在しないとする基本的な立場から、費用の負担が均等になる定額法を主張する一方<sup>(20)</sup>、事業解散のおそれのある場合をのぞいて、減価償却費は利益の額に依じて、あるいは多く、あるいは小さく、時には全く計上しなくてもよいとして、いわゆる利益償却 (Abschreibung nach der Unternehmensgewinn) をも是認している<sup>(21)</sup>。彼がこのような方法を減価償却費計算の一つの方法としてとくことは、減価償却をもって使用価値と

は一応全く無関係な会計処理であるとする彼の基本的な立場からすれば、あえて奇とするにたりないことかも知れない。それにしても、このような場合には、彼のいわゆる純利益の計算は全く不可能となり、そのかぎりでは、そのような方法によって作成された貸借対照表は、損益計算の要請を十分に満たすことは出来なくなる。彼はこれを何と弁明するのであろうか。

この問題解決のための糸口として、彼が貸借対照表、したがってそれが目的とする損益の計算そのものをどのように理解しているかをいま一応彼の所論に即して考えてみよう。

彼によれば損益計算そのものは決して自己目的をもちうるものではなくて、ある目的のための手段としての意味をしかもっていないのである。しかも貸借対照表とは企業に対して営業財産の合理的な運用に役立つ計数的な根拠を提供するものであり、したがってそれは財政状態の良否について十分な認識を得る機会を与えることをもってその目的としている。<sup>(22)</sup>とすれば、企業が損益の計算を行うために貸借対照表を作成するのは、現在における企業の財政状態を知るとともに、さらにすすんで将来、営業財産を合理的に運用するための資料たらしめるためである。したがって彼の考える貸借対照表とは、シュマーレンバッハなどが考えたように経済性の指標としての利益を得るためのものでなければ、いわんや将来における経営指導の基本方針を樹立するためのものでもない。このような立場にへらべると、財政状態に重点をおく彼の立場のときは、きわめて静的なものということが出来るであろう。

まえにものべたとおり、彼は貸借対照表を、実質的には、投下資本の源泉とその具体的運用形態を示すものと理解している。この場合、企業、したがって彼が何よりも重要視するのは、資本の源泉ではなくてその運用形態であり、

なかんずくその質、すなわち流動性 (Liquidity) である。ここに流動性とは、具体的には、流動資産と、流動負債および経常経費との和との実数的差額をいひ、流動性の良善化とは、その差額を出来るだけ大ならしめんとする努力をいう。したがって彼のいうところの企業の財政状態の良否とは、このような意味での流動性の良否であり、合理的な営業財産の運用とは、流動性を良善ならしめるように営業財産を運用することを意味するものようである。使用財産は使用出来なくなつて廃棄され、またある種の資産は、天災、地変等によつて滅失、毀損することもある。このような場合にも、経営規模を縮小せず、少くとも従来と同じ程度の経営活動を続行するためには、廃棄、もしくは滅失毀損した資産を再調達しなければならなくなつてくる。しかもこのような新規資産を調達する場合に流動性を悪化するのをふせぐために、そのために必要な資金を予め見越して、每期その一部づつ、金銭資産の形で留保することがひろく一般に行われている。しかしこのようなことはつねにかならずしも期待しうるものではない。すなわち流動性が極度に逼迫し、日常の運転資金にも事欠くような場合には、将来のための資金の留保は不可能となる。しかしこのような場合にも、彼等経営者は彼等の會計的知識に立脚して、このような場合にも、資金を留保したと同一の効果をもたらすような會計処理によつて、資金についての現在の逼迫と将来の配慮を會計技術的に解決すんとした。必要な資金を現実に積立てずに、予めその額を予測して、その一部づつ、每期費用として割当てることによつてその額だけ総利益から控除すんとする費用配分の考え方がこれである。すなわち費用配分の結果、費用の一部を見越計上したとしても、それは簿記的には振替取引であるので、金銭は勿論、いかなる他の資産をも外部に流出することにはならないので、財務的には、その額だけ企業内に財産が何らかの形で留保されることになる。

とすれば、費用配分とも平均ともいわれる会計上の処理は、単なる計算的な操作や拘束によって、現実に企業内に資産を留保したと同一の効果を得んとする企業の経済的思惟の会計実務へのあらわれであり、したがってそれは将来に対する、いつてみれば先見的な財務政策なのである。<sup>(23)</sup>この点に関するかぎり、費用配分はいわゆる自己保険 (Selbstversicherung) の思想に立脚しているものといふべきであり、しかもそこでは会計と財務とが交錯している。

費用配分のごのような側面を強調すれば、利益償却も当然にみとめられることになる。というのは、そのような立場に立つかぎり、それが廃棄されて再調達されるときまでに再調達に必要な資金を回収されれば、減価償却を通じて行われる毎期の回収、留保高のときは全く問題とはなり得ないからである。それにしてもここでは費用配分に関する会計的な側面が背後におしやられて、財務的な側面がいちじるしく表面化しているといふべきであろう。

以上が使用財産についての貸借対照表価値を中心とする、フイッシャーの貸借対照表価値論ならびに貸借対照表本質観の概要である。

(1) フイッシャーの貸借対照表論に関する主要著者としては次の三つのものがある。

(1) *Die Bilanzwerte, was sie sind und was sie nicht sind*, Teil 1, Leipzig 1905, Teil 2, Leipzig 1908. (Aktien- und bilanzrechtliche Schriften, herausg. von R. Fischer, Bd. I.) 以下 *Bilanzw.* と略称する。

(2) *Über die Grundlagen der Bilanzwerte*, in Festschrift der Jur. Gesellschaft in Leipzig zur 500. jährigen Jubelfeier der Universität Leipzig, Sonderdruck Leipzig 1909. 以下 *Grundl.* と略称する。

(3) *Buchführung und Bilanzanstellung nach Handelsrecht*, Leipzig 1913. 以下 *Bf. u. Bil.* と略称する。

- (2) *Grundl.*, S. 64.
- (3) *Bilanzw.*, S. 52, *Bf. u. Bil.*, S. 42.
- (4) *Bilanzw.*, S. 300 ff., *Bf. u. Bil.*, S. 6.
- (5) *Bilanz W.*, S. 3 u. S. 19, *Grundl.*, S. 16.
- (6) *Grundl.*, S. 14.
- (7) *Grundl.*, S. 14 u. S. 23, *Bf. u. Bil.*, S. 3 u. S. 63.
- (8) *Scheffler, H.*, *u. a. O.*, S. 14.
- (9) *Bilanzw.*, SS. 50—1, u. S. 59.
- (10) *Bilanzw.*, S. 51.
- (11) *Bilanzw.*, S. 56.
- (12) *Grundl.*, S. 54. ff. u. v. S. 58 u. S. 3, S. 60.
- (13) *Grundl.*, S. 60.
- (14) *Grundl.*, S. 57, *Bf. u. Bil.*, SS. 33—4.
- (15) *Bilanzw.*, S. 57, *Bf. u. Bil.*, SS. 33—4.
- (16) *Bilanzw.*, SS. 56—7, *Grundl.*, S. 57, *Bf. u. Bil.*, SS. 34—5.
- (17) *Grundl.*, S. 74, *Bf. u. Bil.*, S. 36.
- (18) *Grundl.*, S. 74, *Bf. u. Bil.*, S. 35.
- (19) *Bf. u. Bil.*, S. 29.

- ① Grundl., S. 69 u. S. 73.
- ② Bilanzw., S. 73, Grundl., S. 4. u. S. 62.
- ③ Grundl., S. 42.
- ④ Grundl., S. 4. u. S. 81.

## 五

以上われわれは客観価値説、シェフラー、ジモン、フィッシャーと、主として貸借対照表価値論、最初のものをのぞいては、使用財産に関する貸借対照表価値論に焦点をあわせながら、それぞれの学説を素描して来た。

客観価値説が法律の予定する貸借対照表および貸借対照表価値を問題にするのに対して、それにつづく三つの学説はすべて、現実企業が作成する貸借対照表を問題にし、そこでの貸借対照表価値を対象として、そのような現実業務に理論的根拠を与えんとするのが彼等三人の期せずして一致した立場であり、態度であった。したがって客観価値説をもって代表される貸借対照表論を法律的貸借対照表論とすれば、他は商人的もしくは企業的貸借対照表論ともいうべく、また一を規範論的貸借対照表論といふことが出来るとすれば、他の三つは存在論的貸借対照表論ともいふかも知れない。

それではシェフラー、ジモン、フィッシャーの学説は学説史上ではそれぞれどのような地位にあるのであろうか。

貸借対照表価値論に関するかぎり、シェフラーとジモンの関係は、前にのべたように、実務的には、ジモンはシェフラーの所論を整理したにすぎない。したがってここではシェフラーの非がかえってジモンしてその名をなさしめたこととなる。ところがこれら二人のものはともに価値概念を肯定しながら、そこから論をすすめて行ったのに対し、フィッシャーは貸借対照表価値は一般にいわゆる価値とは全く無関係であり、それは簿記的な数値にすぎないとして、いってみれば、評価否定論とでもいふべきものを展開している。このようなことは少くとも、その時までは異例のことといわなければならない。その点、シェフラー、ジモンにくらべて正に対蹠的である。

フィッシャーがそのような論を主張する当然の結果として、簿記と貸借対照表との関係に注目し、両者の間に価値の継続していることをとく。しかしこのことは決して彼をもって嚆矢とするのではない。実はジモンもこのことを主張している。彼の所論はこうである。すなわち、彼の価値論の中心をなすいわゆる特殊使用価値もしくは経営価値のごときは、従来の客観価値説が、すべての財産を簿記機構とは全く無関係な売却価値によらんとしたのに対して、財産の全部ではないとしても、少くとも使用財産について、簿記数値と貸借対照表価値との間には価値の継続性の存在することを指摘し、それを理論化せんとしたものとして注目すべきである。

彼が簿記と貸借対照表との関連を重要視するのはただそれだけではない。この考え方は彼のとく貸借対照表能力論のなかでもはっきりよみとることが出来る。彼によれば、貸借対照表に記載されるものは、資産、負債もしくは資本の何れかの項目にぞくし、しかも実在して (reell)、役立つ (effektiv) もでなければならぬ。ここに実在性 (Realität) とは、具体的にはどのようなことを指すのであろうか。このことがとくに問題となるのは、いわゆる無

形固定資産についてである。彼によれば、実在性の有無を決定するものは、複式簿記の根底にある商人的慣習である。<sup>(1)</sup>したがっていわゆる自然発生の営業権について貸借対照表能力がみとめられないのは、それがかりに企業に対して大きな貢献をしていることが明瞭であつたにしても、そのものについては支出が行われないので帳簿記録はなく、このような意味での実在性がみとめられないからである。<sup>(2)</sup>このように貸借対照表能力判定の基準としての実在性についても、帳簿記録の有無が重要な意味をもってくる。このように彼の場合には、貸借対照表能力論においても、貸借対照表価値論においても、企業の帳簿記録、したがっていわゆる商人的簿記との関連において問題を解明せんとしてゐる。

このようにジモンは他のひとにさきがけて簿記と貸借対照表との有機的関連をいちやく提唱したのであるが、主として使用財産に関する商人的慣行の理論づけを念ずるのあまり、貸借対照表目的については法律の予定する財産もしくは純資本の計算を無反省のままみとめつつ、そのなかに位置する貸借対照表価値については、法律と全く異なる立場から行われている商慣習を導入せんとした。いってみれば法律的な器のなかに、商人的なものをもりこまんとしたのがジモンの学説なのである。勿論、そのようなものが完全であろうはずはない。ところがそれはフィッシャーにいたつて、貸借対照表価値という内容は勿論、貸借対照表目的という器もともに商人的なものにとりかえられた。

しかしフィッシャーにまづまでもなくシェフラーはすでに、貸借対照表は二つの金額の比較によつて純益(Rein-  
 come)を計算する以外に何等他の目的をもたないとして、<sup>(3)</sup>その損益計算目的を強調して、商人的な器を用意して

したのである。ワルプがシェフラーをもって動態論の先駆者といっているのはおそらくこのような事情にてらしてのことであろう。<sup>(4)</sup>

彼が純益は「二つの金額」の比較によって得られるという場合、ここに二つの金額とは、具体的には、総財産と総負債をさす。このことは彼が純益は総財産と総負債との差引残高 (das Ergebnis der Bilanzierung des Gesamtaktivums und der Gesamtpassivums) である<sup>(5)</sup>としてゐることからもあきらかである。この部分についての彼の敘述は、他の多くの部分と同様、きわめて簡単であり、不明瞭でさえある。したがって彼が損益の計算をもって貸借対照表の目的という場合、それはどのような計算機構もしくは原理を予定しているかは、必ずしも明瞭ではない。しかしうえにかかげた彼の敘述と、彼が簿記機構について全篇を通じてただの一言も言及してゐないことから推察するところ、一見、貸借対照表を作成する場合に、帳簿数値とは一応無關係に、評価という本来会計とは無關係な行為によって得られた財産類と負債類との差額、すなわち正味財産の増減にかかわらしめて、損益を間接的に把握せんとしてゐるもののようにも思われる。

しかし事情はしかく単純ではない。というのは、彼はこの場合の計算要素の一つである財産の評価にあたっては、まえにのべた評価基準によるほか、いわゆる使用財産についてはとくに、その価値は、景気変動、価格変動、收益の変化その他経営外的な事情によっては変化しないことをことわつてゐる。<sup>(6)</sup>それは畢竟、本来販売を目的としなゝこの種財産の評価にあたって、まえにのべたような事情をも考慮に入れて損益を計算するとすればその結果得られる損益は、企業の要請に反して、そのままでは経営に役立ち得ないという實際的考慮にもとづくものであろう。

とすれば、そこでは現実に発生している財産の評価損益が全く無視されるのであってみれば、会計帳簿から全く独立して行われる評価はそのかぎりでは問題とはならない。とすればそこによこたわるのはいわゆる純財産増加説ではなくて、基本的には純財産増加説によりながら、部分的に修正されているといわなければならぬ。修正された部分とは使用財産にほかならない。これのやうな損益の計算についての態度があるいは当時の会計実務の真相であったのかも知れない。しかしそれにしても彼のこのような理論すけは、貸借対照表目的については基本的には、動態論にのみしながら、他方では部分的であるにもせよ、財産計算を重要視せんとする静態論的な色彩をもつよくあらわしているといわなければならぬ。彼のこのような二元論的な態度は、評価基準の相違によって財産を分類せよとした事のなかにもっとも端的に表われている。しかしシェフラーのこのような動態的思考は、簿記を重要視するフイッシャーにいたって、純粹なものとなった。

このようにまず法律的貸借対照表論に野火の手をあげたシェフラーの学説は、目的論および価値論においてそれまでのものとは全くちがったものであった。彼の価値論はより整理された形でジモンにうつがれ、また当初は損益計算を主張しつつも、簿記との関連を考慮外においたために、結果的には二元論の悲哀をかこった彼の目的論は、簿記数値、したがって簿記と貸借対照表の有機的関連を強調するジモンを経て、フイッシャーにいたって、名実共に醇化されたといふべきであろう。かくてシェフラーの価値論と目的論とはそれぞれ、ジモン、フイッシャーといふ全く別個の二人のひとによってうつがれ、しかもジモンによってうつがれた価値論は、奇しくもおなじくジ

モンによって展開された簿記数値と貸借対照表数値との価値の継続性を強調するフィッシャーによってあえなくも全面的に否定されるにいたつたのである。とすれば動態論の先駆者としてのシェフラーや簿記と貸借対照表との関連をつよく主張するジモンの所論を、あるいは肯定的にあるいは否定的にみずからの内にとり入れて、一方では貸借対照表の損益計算目的を主張するとともに、他方では簿記機構を重視する貸借対照表論を展開したのがフィッシャーにほかならない。したがってフィッシャーの理論は、実に彼に先立つシェフラーおよびジモンの学説を集大成したもの、より正しくはそれら二つのものを止揚してその上に作りあげられたものとみるべきであろう。このことは決して、ジモンにしても、フィッシャーにしても、そのようなことを意識していたというのではない。彼等が意識したとしないにもかかわらず、学説史の流れのなかに沈潜すれば、このような理解もまた可能であるといふべきなす。

フィッシャー学説の学説史上の意味はただそれだけではない。彼の学説の基底にある費用配分の思考は、会計的であるとともに財務的である。会計と財務との交錯点上にたっているものとみるべきである。これら二つの要素は後にいたつてそれぞれが二人の学者によってうけつがれ、より醇化した形で強調され、発展せしめられている。二人の学者とはいうまでもなくシュマーレンバッハとシュミットにほかならない。すなわち会計的なのは貸借対照表における損益計算目的の重視という形でシュマーレンバッハによって、また財務的なのは資本維持という形でシュミットにうけつがれ、これら二つの学説が今日においてもなお相当に強力な影響力をもっていることは周知のことなのである。

かくてシェフラー、シモンおよびフィッシャーの三人のものは、法律の見解に反抗して、会計慣習の妥当性に理論的根拠をあたえることによって、貸借対照表論を法律家の手から奪還しようとし、またシェフラーやシモンの所論があるいは直接的に、あるいは間接的に、またときには肯定的に、ときには否定的に、フィッシャーにうけつがれ、それがまたそれぞれがった形でシュマーレンバッハおよびシュミットにうけつがれたという三重の理由によって、ドイツ貸借対照表学説史においては忘れ得ぬひとびとなのである。

- (1) Simon, H., *a. a. O.*, S. 168.
- (2) Simon, H., *a. a. O.*, S. 168.
- (3) Scheffer, H., *a. a. O.*, S. 4.
- (4) Walb, E., *a. a. O.*, S. 8.
- (5) Scheffer, H., *a. a. O.*, S. 4.
- (6) Scheffer, H., *a. a. O.*, S. 25.

(あとがき) フィッシャーの学説史上の地位を究明する場合には、当然ヴィルモッスキー (Wilmowski) との関係にも言及しなければならぬのである。というのは、彼はフィッシャーに先立つものうち、シェフラーよりは明確に損益計算的思考を表面におし出し、シモンよりも簿記と貸借対照表との有機的な関連をよりつよく主張するからである。しかし彼に対する理解がまだ十分にまともならぬまま、本稿では、ヴィルモッスキーについては一切闕説しないことにした。そのような意味で本稿のドイツ貸借対照表学説史としての実質的意味については筆者自身疑問なきを得ない。しかしそれは何れ稿をあらためて論ずることによって本稿を補充したいと思っている。記して読者各位の御寛恕を乞う次第である。